

高浜市学校施設の開放事業

(団体登録必要施設)

★★ 利用者のしおり★★



人と想いが
つながりつながるしあわせなまち
大家族 たかはま

高浜市文化スポーツグループ

特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブ

目 次

内 容	ページ
はじめに	1
利用する際の心得	2、3
利用までの手続き	4、5
様式／開放施設利用団体登録申請書	6
様式／開放施設等利用団体予定表	7
様式／申請書	8
様式／許可書	9
施設使用料一覧表	10
学校開放 各施設実施可能種目について（参考）	11
平面図／高浜小学校・吉浜小学校	12
平面図／高取小学校・港小学校	13
平面図／翼小学校	14
平面図／高浜中学校・南中学校	15
高浜市小・中学校開放事業連絡先一覧表	16
スポーツ安全保険等 加入のご案内	17

は じ め に

この学校施設の開放（団体登録必要施設）（以下「学校開放」といいます。）は、学校教育法第137条、社会教育法第44条第1項、スポーツ基本法第13条第1項の規定に基づき、学校に現存する設備を利用し、学校教育に支障のない範囲で学校施設等を開放することにより、社会教育やスポーツ、その他公共のための活動に利用いただくものです。営利を目的として開放施設は利用できません。

この事業を有効かつ効率的に運営するため、学校教育に影響を与えないよう利用にあたっては、利用する際の心得（2、3頁参照）を十分に理解した上での利用をお願いします。

1 開放する学校

市内小学校5校（高浜（運動場）、吉浜、高取、港、翼）、
市内中学校2校（高浜、南）

2 開放期間・時間

開放期間	年間（12月29日～1月3日は除く）	
開放時間	平日	18:00～21:00
	土・日・祝日	9:00～21:00

※学校行事、授業、児童・生徒会活動、部活動の利用がある場合は開放できません。

※利用許可後であっても止むを得ない事情（学校利用、公用利用、施設器具の不具合、天候、災害、等）により利用を取り消す場合があります。

※運動場については、学校、管理指導員等の承諾があれば早朝7:00から利用可能です。

※長期休暇（夏休み）等については、平日においても9:00から利用可能な場合があります。

※営利を目的とした利用はできません。

3 実施可能種目

10頁（参考）をご覧ください。

4 学校開放利用管理者等連絡先

（管理者）・特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブ（以下「TSC」といいます。）

住所：青木町六丁目1番地15 地域交流施設たかびあ事務管理室内

電話番号：0566-52-3415

・高浜市こども未来部文化スポーツグループ

住所：春日町五丁目165番地 いきいき広場3階

電話：0566-95-9568

（管理指導員）16頁参照

（許可者）・高浜市教育委員会

住所：春日町五丁目165番地 いきいき広場3階

電話：0566-52-1111（代表）

利 用 す る 際 の 心 得

利用する際は、必ずここに記載する内容及び学校施設を利用していることを理解しマナー等を守って利用してください。責任者はもちろんのこと、他の利用者へもよく周知・徹底しておいてください。この心得及び市の関係条例、規則等を守ることができない団体は、利用団体としての登録を取り消すことがあります。また、専ら営利を目的とした利用はできません。会費をとっている団体は収支予算書の提出を求めることがあります。

1. 利用前

【全施設に関わること】

- ・利用するときは、団体の責任者が管理指導員（16頁）へ利用許可書を提示すること。（当日の責任者が代わった場合は、その旨を管理指導員へ申し出ること。）
- ・利用許可時間は、準備及び後片付けの時間を含むものとし時間を守ること。
- ・2つ以上の団体が同時に利用するときは、お互いに配慮して利用すること。
- ・施設の器具・用具を外に持ち出さないこと。施設外の器具・用具を館内に持ち込むときは管理者（TSC）に相談すること。
- ・器具・用具を移動させる場合、必ず持ち上げて運ぶこと。滑車がついている器具でも滑車の回転がスムーズでない時は、持ち上げて運ぶこと。
- ・許可された場所以外は立ち入らないこと。
- ・学校敷地内は、火気厳禁（禁煙）を厳守すること。また、学校敷地外においても周辺の方の迷惑になる場合があるので注意すること。
- ・車は指定の駐車場へ停めること。学校職員の利用の妨げになったり、近くの路上や商店等の駐車場へは車を停めないこと。敷地内では、自転車から降り、引いて歩行すること。
- ・運動場へは、自動車や自転車等で乗り入れないこと。
- ・ラインテープを貼る、杭を打つ、電源の使用は禁止（原則）。ただし、活動上必要がある場合は管理者（TSC）に相談すること。
- ・団体で使用する備品等を勝手に学校施設内に置かないこと。

【体育館、卓球室】

- ・入室する時は必ず下靴を下駄箱に入れ、体育館専用シューズに履き替えること。
- ・屋外用のボール等の道具類を館内に持ち込まないこと。
- ・体育館の舞台へは事故を伴う場合があるので、絶対に上がらないこと。

【柔剣道場】

- ・下靴での入室をしないこと、畳の上にシューズで上がらないこと。

2. 利用中

【全施設に関わること】

- ・体育館専用シューズのまま外（玄関・トイレ等）には出ないこと。
- ・屋内施設での飲食をしないこと。
- ・体育館でバスケットボールやバレーボール等を行う場合は、防球ネットを張ること。
- ・屋内施設での水は使用しないこと。水筒・ポット類についても中に持ち込まないこと。
- ・ステージやギャラリーには、上がらないこと。ただし、ボール等がギャラリーに乗ってしまった場合、上がることを許可します。
- ・電源盤・インターホンは、事故につながる危険を伴うため、絶対に触れないこと。

- ・屋内施設の内外壁を利用した練習（ボールをぶつける等）をしないこと。
- ・利用中に発生した事故又は事故を発見したとき、施設、器具等の破損などが発生した場合は、直ちに管理指導員（16頁）へ報告して指示を受けること。（施設、器具等の破損には損害賠償が発生します。）

※利用中に発生したケガや病気などについては、施設や設備等に特別な欠陥等があった場合を除き、教育委員会、管理指導員等、一切の責任を負いません。自分がケガをした場合、第三者にケガを負わせた場合などは、すべて当事者の責任において処理をお願いすることになりますので、利用者はできる限り「スポーツ安全保険」等へ加入されることをお勧めします。また、特に小さいお子さんとともに利用される方は、その監督責任も生じますので、目を離すことなく、十分に注意してください。

【吉浜小学校体育館】

- ・吉浜小学校体育館の床には通気用の穴があり、指を入れるとケガをするため、絶対に触らないこと。

【屋外照明施設（真小学校運動場）】

- ・屋外照明施設は、管理指導員が利用許可書の利用時間で点灯。
- ※その場で点灯方法や時刻の変更はいたしません。照明は、午後9時になりますと自動消灯します（自動消灯後15分間は残照灯点灯）。利用途中での延長はできません。

3. 利用後

【全施設にかかわること】

- ・終了時間は、片付けの時間も含むため少し早めに切り上げ、後片付けと清掃を時間内に行うこと。
- ・使用した器具・用具は、必ず定められた場所に返却し、常に整理整頓をすること。
- ・片付けと清掃後は戸締り等の点検と忘れ物の確認を行い、管理指導員へ終了報告を行い、点検を受けた後、帰宅すること。

原状復帰の徹底をお願いいたします。

※駐車場等の学校敷地内に終了時間後残らないようお願いします。施錠の妨げとなります。

- 屋内施設の清掃 → モップ等による床の清掃、トイレ清掃
- 運動場の清掃 → トンボ等によるグラウンドの整地、トイレ清掃
- ・学校開放用のゴミ箱はないため、必ず持ち帰ること。
- ・屋内施設は、飲食禁止。
- ・正門などの門を必ず閉めること。

4. その他

- ・盗難等による責任は負いません。貴重品はできる限り持参しないでください。特に、車には必ず施錠し、車の中に貴重品を置いたままにしないでください。
- ・館内（敷地内）の掲示板への掲示は禁止です。
- ・上記遵守事項を守れない団体が1団体でも出た場合学校開放の利用を中止とすることもあります。

利 用 ま で の 手 続 き

令和7年2月3日(月)より高浜市公共施設予約システムの利用が開始します。
令和7年4月1日以降の施設予約につきましては、システムに登録をする必要があります。

システムの利用が開始されるにあたり、下記の内容をご覧ください、学校開放利用の手続きをしていただきますようお願いいたします。

①高浜市公共施設予約システムへの利用者登録

- ・令和7年1月14日(火)より利用者登録申請が可能となります。詳細については高浜市ホームページをご覧ください。
- ・利用者登録はインターネット、施設窓口で受付けを行い、各施設管理者により団体情報の確認、代表者の本人確認をさせていただき承認をします。
- ・代表者の本人確認は本人確認書類を窓口で確認させていただくためインターネットから利用者登録申請をした場合でも、必ず施設利用の前に1度窓口に来ていただく必要があります。
- ・※本人確認書類は運転免許証、マイナンバーカード、社員証、学生手帳等です。



高浜市ホームページ

②学校開放施設の利用団体登録

- ・学校開放施設の利用を希望される場合は高浜市公共施設予約システムへの利用者登録に加え、開放施設利用団体登録が必要となります。
- ・開放施設利用団体登録には団体登録利用申請書を地域交流施設たかびあ窓口に出す必要があります。(公共施設予約システムでは利用団体登録申請はできません。) 団体登録利用申請書につきましては高浜市ホームページか、しおり6ページのものをご使用ください。
- ・窓口で申請書を受付けし、登録要件を満たしているかの確認等を経て、登録証を発行します。登録証の発行を受けた団体が学校開放施設を利用できます。

団体登録には下記の条件があります。

【団体登録必要条件】

- ①18歳以上を含む10人以上の団体(クラブ・グループ)であること。
 - ②市内在住・在勤・在学者で構成された団体であること。
 - ③責任者は18歳以上の市内在住・在勤・在学者であること。
- ※専ら営利を目的とする利用の場合団体登録はできません。

③開放施設団体登録証の有効期間

毎年度4月1日から翌3月31日まで（年度ごとに更新を必要とします。）

※登録申請は随時、地域交流施設たかびあ窓口で受付けます。

※高浜市公共施設予約システムにおける利用者登録の有効期限とは異なります。

④利用の申込み

利用予定月2ヵ月前の1～5日に、公共施設予約システムでのオンライン予約申請、または窓口で利用団体予定表の提出をお願いします。（期日厳守）利用期間は、利用月の1日から末日までの期間です。

（例）4月1日～5日に6月分の利用団体予定表を提出。

【参考：利用団体予定表の提出から利用の許可までの日程】

①システムでのオンライン予約申請、窓口での利用団体予定表の提出期間
（利用団体）…2ヵ月前の1～5日に提出

②利用調整（地域交流施設たかびあ）

…2ヵ月前の19日ごろまで

…抽選結果を確認後、地域交流施設たかびあ窓口にて施設使用料の支払いいただいた後、利用許可証を発行します。

③利用許可の決定（教育委員会）

※オンラインからの予約受付けは令和7年2月3日（月）より開始します。高浜市公共施設予約システムによる予約の受付けは令和7年4月1日（火）以降のものが対象です。

⑤利用の変更、取り消し

利用許可の手続き完了後、学校利用、公用利用、施設器具の不具合、天候、災害等により、利用ができなくなることがあります。この場合は、責任者の方へ管理者（TSC）等から連絡します。

※利用許可の決定後に、利用団体の都合により取り消しまたは変更をされる場合は、①管理指導員（16頁）、②管理者（TSC）の順にご連絡ください。

⑥警報発令時の対応

暴風警報及び、警戒宣言等が発令された場合は施設の利用を中止します。

利用中の場合は、速やかに撤収していただきます。

様式第1(第4条関係)

開放施設利用団体登録申請書

令和 年 月 日

(宛先) 高浜市教育委員会

令和 年度高浜市学校体育施設開放事業に係る利用団体の登録について、次のとおり申請します。

団 体 名				種 目		
責任者 1	氏名	(歳)		勤務先		
	住所				電話番号 (携帯)	
責任者 2		氏名			電話番号 (携帯)	
利用学校名		学校	利用施設	運動場・体育館・柔剣道場・卓球室		
番号	氏 名	職 業	住 所	電 話 番 号		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※高浜市内在住・在勤・在学者で構成された団体であり、責任者は18歳以上であること。

(職業欄は在勤会社名・在学学校名が分かるように記入すること。)

(電話番号欄は連絡がとれる電話(携帯)番号を記入すること。)

※18歳以上を含む10人以上の団体であること。(未成年のみは不可)

※営利を目的として開放施設を利用しないこと。

開放施設等利用団体予定表 (月)

※ 12/29～1/3 は除く

令和 年 月 日

登録ID

下記のとおり予定表を作成しましたので、よろしくお取り計らいください。

★日時変更のときは、FAXでご連絡願います FAX 0566-52-8415

団体名		責任者氏名					
利用学校名		電話番号(携帯)					
月 日	曜日	利用時間	利用施設	利用面	人数	種目	備考
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			

利用施設 運→運動場 体→体育館 卓→卓球場 柔剣→柔剣道場

利用面 全→全面 半→半面 (南中・取小・港小体育館は全面のみ) 柔→柔道 剣→剣道場

*大会の場合は、備考欄へ「大会名」を記入してください。

受付印

■ 無断キャンセルの場合、利用料金を支払っていただきますのでご了承下さい。

申請期日：毎月5日までに2か月先の利用月を受付いたします。

.....切.....り.....取.....り.....線.....

予約受付確認表

.....様月分 予約を確かに受け付けました。

・予約した結果内容は、受付の閲覧表又はお問い合わせにより確認できます。

・空き状況及び施設利用注意事項は、右のQRコードのたかはまスポーツクラブHPでご確認ください。



受付印

〇〇学校利用申請書

申請番号	2024000117		令和6年12月19日		
施設管理法人名テスト 施設管理責任者名テスト 様					
申請者住所	〒164-0012 東京都中野区本町 12354				
氏名又は団体の名称 トライアル利用者					
代表者氏名					
電	話	03-1234-5678			
F	A	X			
利用責任者住所					
氏名					
電	話				
F	A	X			
吉浜小学校の利用を、次のとおり申請します。					
催事区分					
催事詳細					
利用内容					
利用年月日	利用時間	施設名	利用目的		基本料
			営利/非営利	利用予定人数	
令和6年12月21日(土)	13:00~17:00	運動場	非営利	0人	0円
対象者			基本料合計		0円
入場料(最高額)			加算額		0円
公益/収益			減額		0円
			利用料		0円

決	校長	副校長	施設利用課長	GL	課員	取扱者
裁						

〇〇学校利用許可書

申請番号	2024000117			令和6年12月19日	
申請者住所	〒164-0012 東京都中野区本町12354				
氏名又は団体の名称	トライアル利用者 様				
代表者氏名					
電話番号	03-1234-5678				
F A X					
利用責任者住所					
氏名					
電話番号					
F A X					
施設管理法人名テスト 施設管理責任者名テスト 吉浜小学校の利用を、次のとおり許可します。					
値 事 区 分					
値 事 詳 細					
利 用 内 容					
利 用 年 月 日	利 用 時 間	施 設 名	利 用 目 的		基 本 料
			営利/非営利	利用予定人数	
令和6年12月21日(土)	13:00~17:00	運動場	非営利	0人	0円
対 象 者			基本料合計		0円
入場料(最高額)			加 算 額		0円
公 益 / 収 益			減 額		0円
			利 用 料		0円

施 設 使 用 料 一 覧 表

施 設 名		使 用 料 (1時間)	
学 校 名	区 分	全面利用	半面利用
高浜小学校	運 動 場	無料	—
吉浜小学校	体 育 館	510円	350円
	運 動 場	無料	—
高取小学校	体 育 館	350円	—
	運 動 場	無料	—
港小学校	体 育 館	430円	—
	運 動 場	無料	—
翼小学校	体 育 館	510円	350円
	運 動 場	無料	—
	屋外照明施設※1	1,460円	—
高浜中学校	体 育 館	600円	420円
	運 動 場	無料	—
	卓 球 室※2	100円	—
	柔 剣 道 場	290円	200円
南中学校	体 育 館	500円	—
	運 動 場	無料	—
	柔 剣 道 場	250円	170円

※1 屋外照明施設を利用する場合、1時間を超える超過料金は30分単位で加算します。

※2 空調は利用可となります。ルールを守ってご利用ください。

【利用許可後の使用料還付について】

以下の場合については、原則として使用料を還付いたします。

・学校利用、公的利用、天候、災害等により、管理者等から利用を取り消した場合。

例1：施設の不具合により、利用前に利用を取り消した→全額還付

例2：暴風警報により、利用の途中で利用を取り消した→利用ができなかった時間分の使用料を還付。

・天候等の理由で利用者が管理者等へ連絡し許可を得た上で、利用を中止した場合。

例1：利用前に台風が近づいてくる可能性があり、利用を中止したいと連絡を入れた→全額還付

例2：利用中、雷が鳴り、利用を中止したいと連絡を入れた→利用ができなかった時間分の使用料を還付。

・7日前までに利用者より利用取り消しの手続きを行った場合。→全額還付

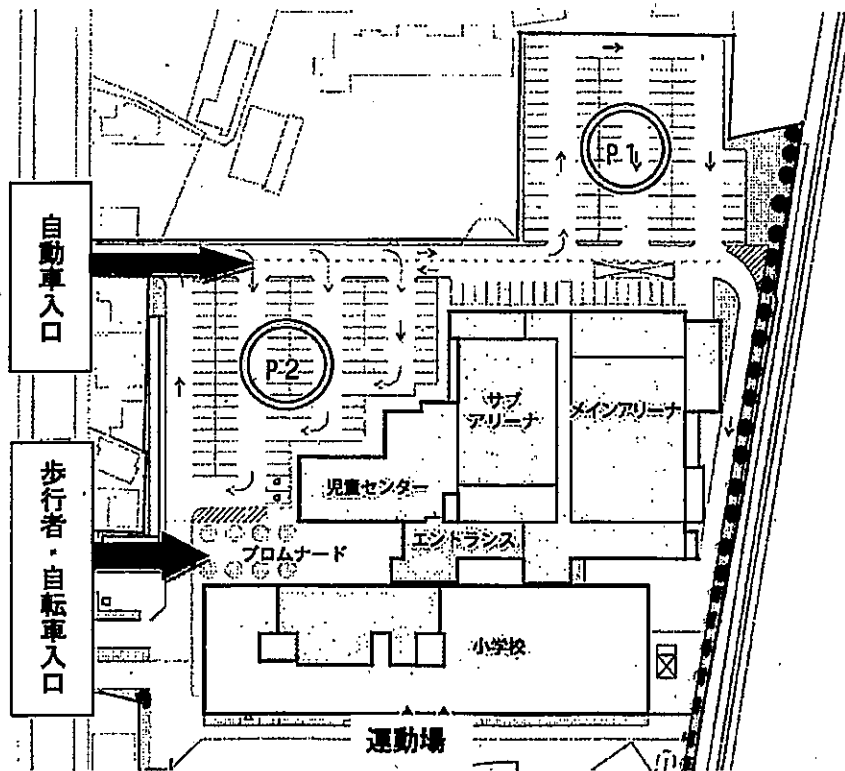
学校開放 各施設実施可能種目について (参考)

※下表以外の種目で利用を検討している場合は、ご相談ください。

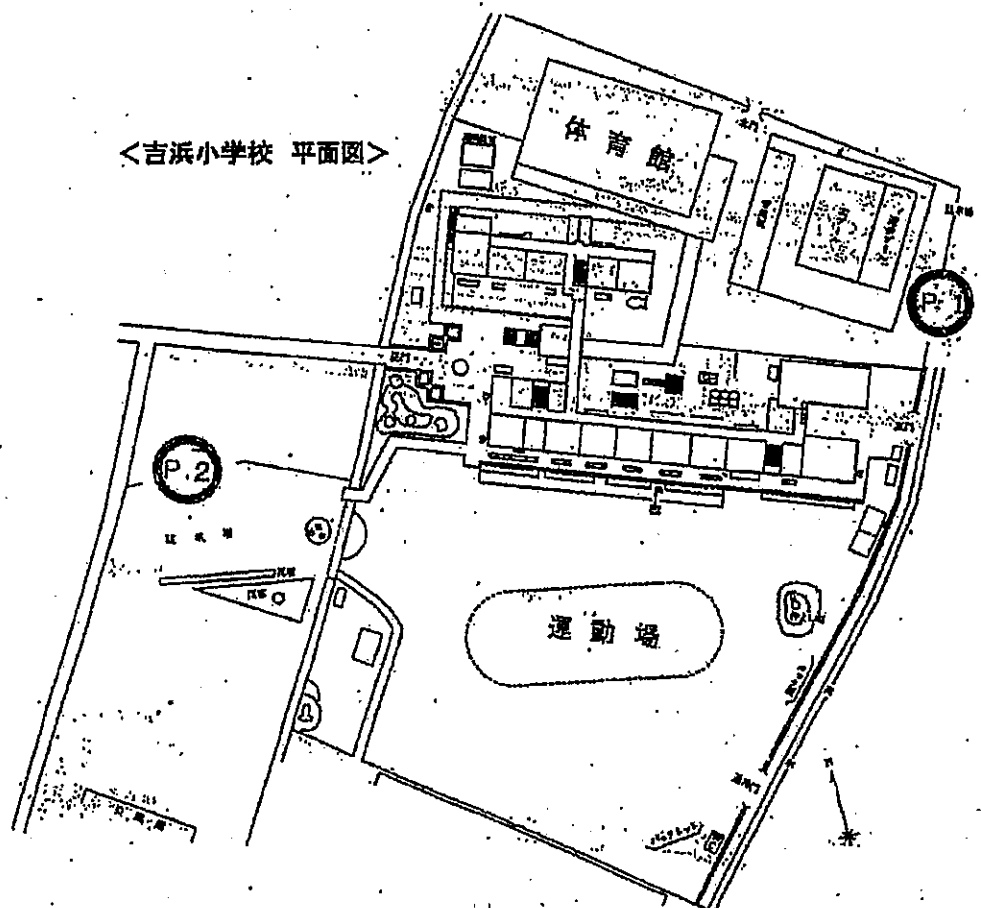
施設 種目 学校名	体育館										柔剣道場 柔道場(畳) 剣道場(板)	卓球 室	学 校 TEL	備 考
	運動場	軟 式 野球	ソフト ボール	サッカー	軽ス ポーツ	バレー ボール	バスケット ボール	卓球	バド ミントン	ワバレー インディ	軽スポ ーツ等			
高浜小学校	小-1	1	1	小-1	○	1	小-2	2	2	—	—	53-0044		
吉浜小学校	小-1	1	1	小-1	○	1	小-2	2	2	—	—	53-0174		
高取小学校	小-1	1	1	小-1	○	1	小-2	7	2	2※1	○	53-0342		※1:バドミントンコート使用
港 小学校	小-1	1	1	小-1	○	1	小-2	—	1	—	○	52-2031		
翼 小学校	小-1	1	1	小-1	○	2	小-2	—	4	1※1	○	54-2831		屋外体育施設ナイタ 一有
高浜中学校	1	1	1	1	○	2	2	—	6※2	—	○	53-0279		※2:バドミントンはコートラ インなし(コナマークのみ)
南 中学校	1	1	1	1	○	2	2※3	12	2	2※1	○	52-4831		※3:バスケットボールは2 面あるが、コート外が 狭い。

【注意事項】

- ・「小」は小学生用。
- ・「数字」は各種目の利用可能数および器具の台数。
- ・運動場のナイター照明は、翼小学校のみです。
- ・使用備品は実施種目の器具(支柱、ネット等)のみ、その他ボール等の使用は不可。その他備品については、管理者へ相談をすること。
- ・ラインテープ等は勝手に貼らないこと。
- ・ごみ等が出た場合必ず持ち帰ること。

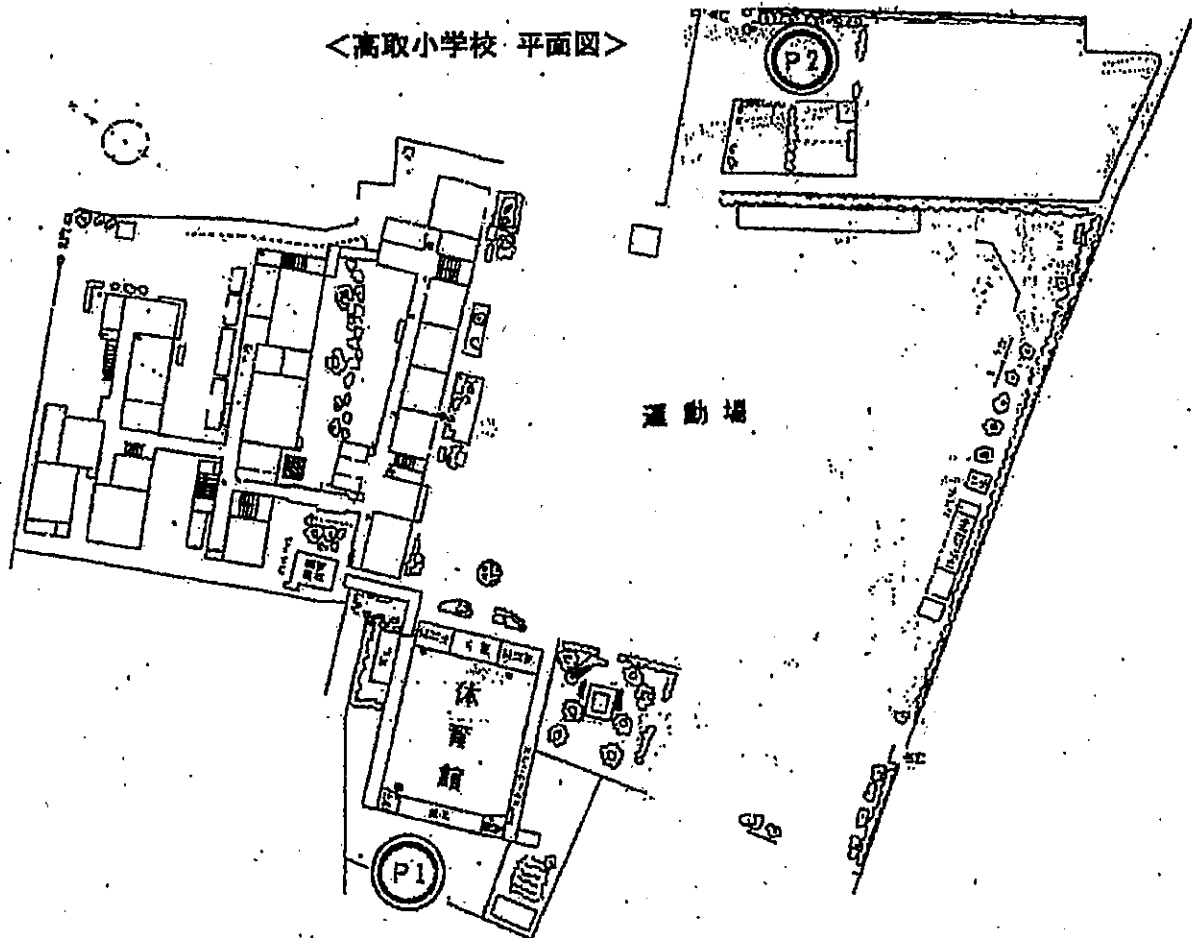


〈高浜小学校 平面図〉



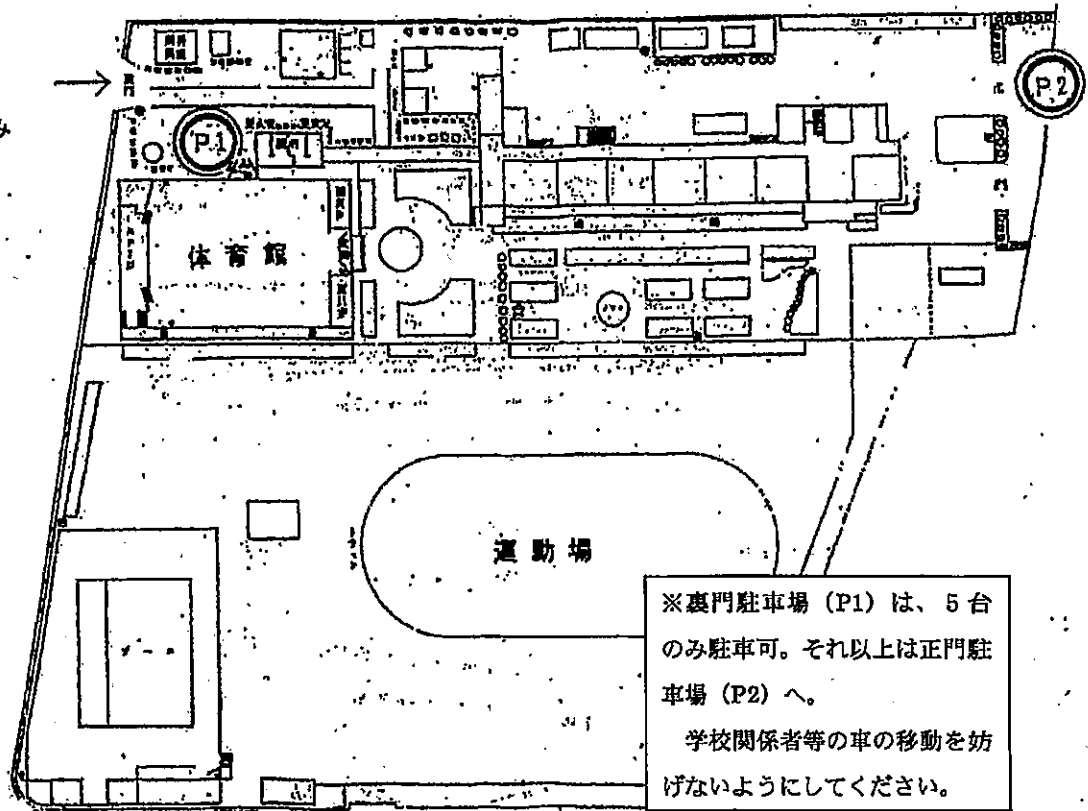
〈吉浜小学校 平面図〉

<高取小学校 平面図>



<港小学校 平面図>

裏門
5台のみ

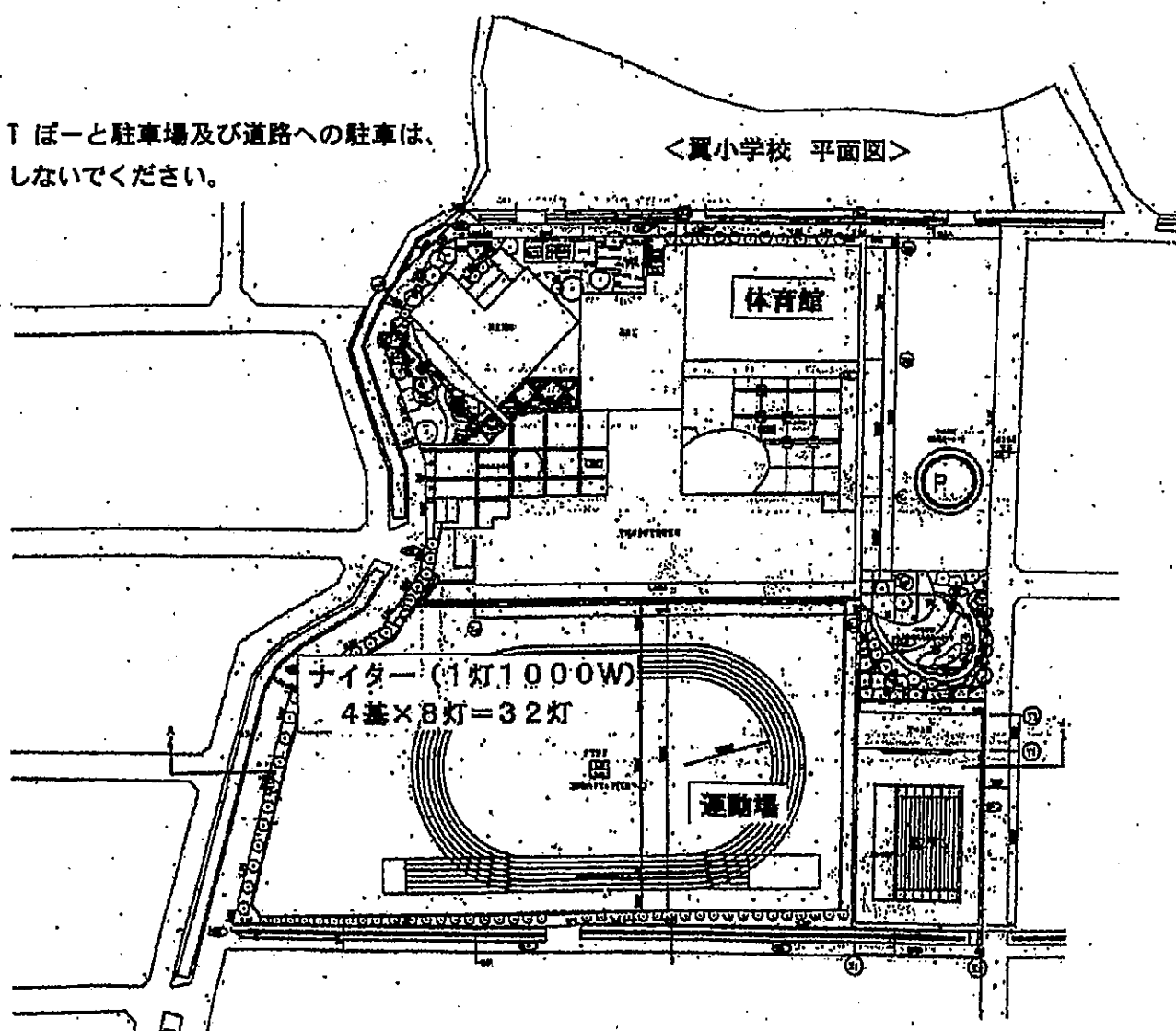


※裏門駐車場 (P1) は、5台のみ駐車可。それ以上は正門駐車場 (P2) へ。

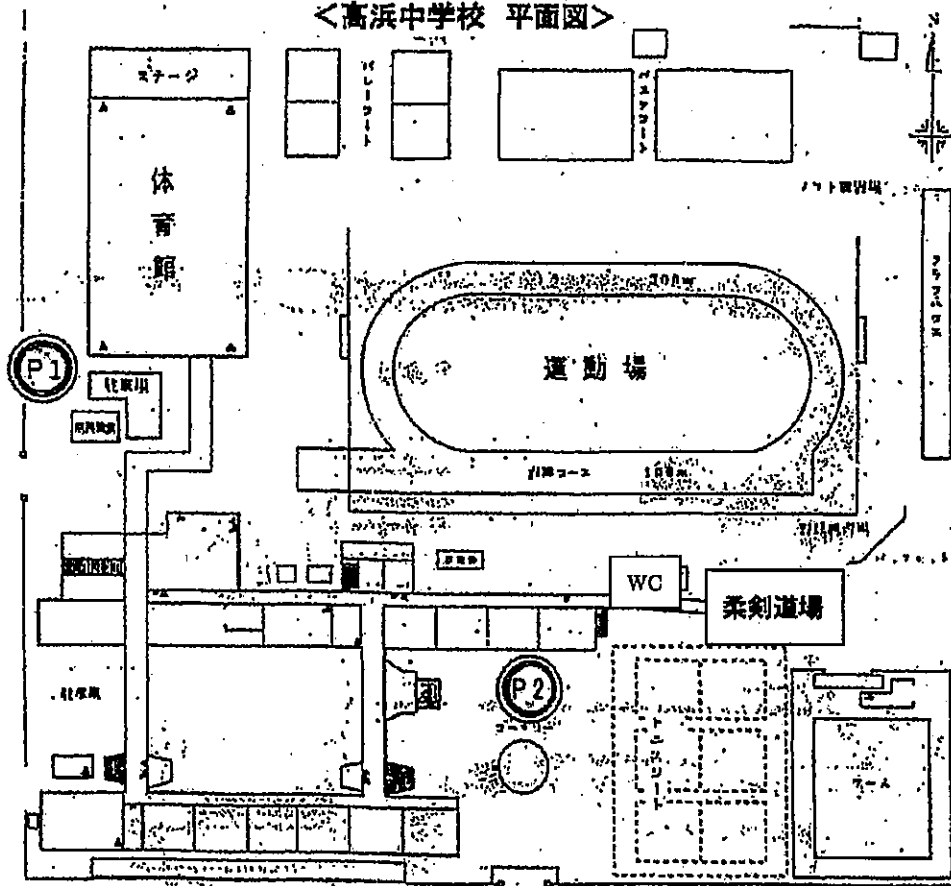
学校関係者等の車の移動を妨げないようにしてください。

↑ ぼーと駐車場及び道路への駐車は、
しないでください。

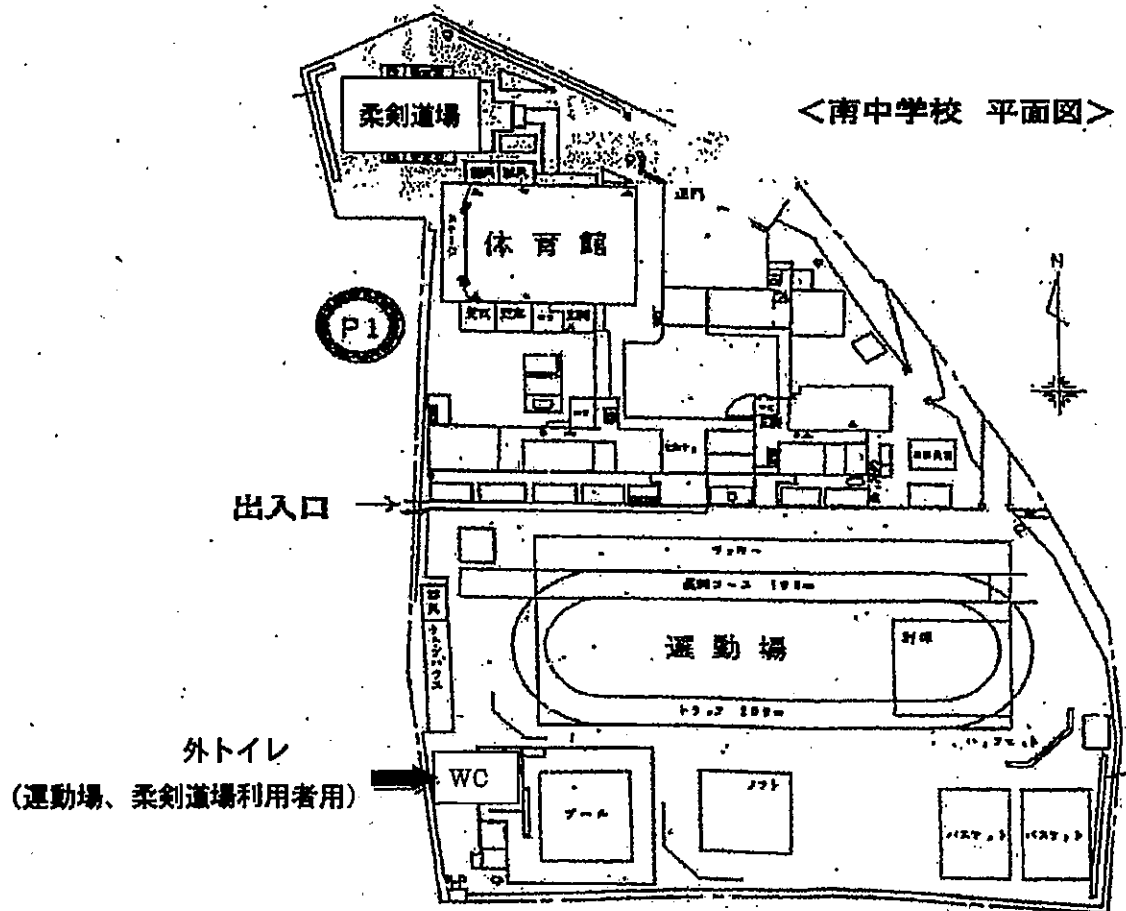
＜翼小学校 平面図＞



<高浜中学校 平面図>



<南中学校 平面図>



高浜市小・中学校開放事業連絡先一覧表

令和7年4月現在

学校名	学校連絡先	管理指導員連絡先
高浜小学校 ＜運動場＞	高浜市青木町六丁目1番地15 TEL 53-0044	NPO法人たかはまスポーツクラブ TEL:52-3415
吉浜小学校	高浜市屋敷町五丁目8番地1 TEL 53-0174	山本 晴江 ＜日・月・水・金＞ TEL 52-0392 携帯 080-3281-8499
		村瀬 晴美 ＜火・木・土＞ TEL 52-7839 携帯 090-4165-6874
高取小学校	高浜市本郷町六丁目6番地1 TEL 53-0342	神谷 君代 携帯 090-4162-5461
港 小学校	高浜市碧海町四丁目1番地7 TEL 52-2031	木村 ^{よしのり} 祥則 (南中兼任) 携帯 090-3445-3298
翼 小学校	高浜市神明町五丁目1番地1 TEL 54-2831	ざこうじ ひろふみ 座光寺 博文 ＜奇数日＞ TEL 52-4431 携帯 090-1479-6630
		大岡 美貴子 ＜偶数日＞ TEL 52-6965 携帯 090-9195-1392
高浜中学校	高浜市湯山町七丁目1番地1 TEL 53-0279	おはら みわ 小原 美和 ＜奇数月＞ TEL 52-0767 携帯 090-4186-1263
		都築 家子 ＜偶数月＞ TEL 53-3847 携帯 090-3743-7382
南 中学校	高浜市二池町三丁目3番地2 TEL 52-4831	木村 ^{よしのり} 祥則 (港小兼任) 携帯 090-3445-3298

NPO法人たかはまスポーツクラブ TEL・FAX / 52-3415

スポーツ安全保険等 加入のご案内

学校開放を利用しようとする団体は、できる限りスポーツ安全保険等の保険に加入してください。学校施設を利用中に発生した事故（傷病及び損害賠償等）については、施設などに重大な欠陥や過失があった場合を除き、原則として教育委員会や学校長、管理者、管理指導員等は一切責任を負いません。事故があった場合は、利用者個人の責任において処理していただきますので予めご了承ください。

スポーツ安全保険の詳細については、公益財団法人スポーツ安全協会のHPをご覧ください。か管理者（TSC）にお問い合わせください。

【スポーツ安全保険加入の対象となる団体、グループ】

- ・スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う4名以上のアマチュアの団体、グループ。

高浜市学校施設の開放事業
(団体登録必要施設)

★★利用者のしおり★★

令和7年4月改定版